

空き家・空き地バンクの利用手順

空き家・空き地の情報提供を希望する方(買い手・借り手)

①	空き家情報の閲覧	町のホームページ及び企画財政課窓口で空き家等情報の提供をします。
②	利用登録の申込み	空き家等の詳しい情報を知りたい方は、次の書類に必要な事項を記入し、企画財政課へ提出してください。(郵送可) ■利用登録の申込みに必要な書類 ・利根町空き家・空き地バンク利用登録申込書(様式第12号) ・誓約書(様式第13号)
③	現地見学	企画財政課の職員及び不動産業者で物件をご案内します。
④	物件交渉の申込み	登録物件の利用を希望される方は、次の書類に必要な事項を記入し、企画財政課へ提出してください。(郵送可) ■物件交渉の申込みに必要な書類 ・利根町空き家・空き地バンク物件交渉申込書(様式第21号)
⑤	物件交渉	物件交渉の申込み後に空き家等登録者及び契約交渉の仲介をおこなう仲介業者に町から連絡をします。その後、仲介業者の仲介により契約交渉をすることになります。 ※ 仲介業者の仲介には、宅地建物取引業法の規定に基づく仲介手数料が発生します。 ※ 町は仲介及び契約に関するトラブル等については、一切関与しません。